

令和6年度第1回  
新宿区外部評価委員会第3部会 会議概要

<開催日>

令和6年6月28日（金）

<場所>

本庁舎6階 第4委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

稲継裕昭、小杉美恵子、佐伯康之、古市雄大、安井潤一郎

区職員（3名）

西澤副参事（特命担当）、甲斐主査、奥井主任

<開会>

【部会長】

ただいまから、第1回新宿区外部評価委員会第3部会を開催します。

本日は、次回からのヒアリングに向けて、部会として論点の整理等の準備作業となります。それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いします。

【事務局】

では、配付資料を確認させていただきます。

一番目が次第、その下が資料1、その下が資料2で、個別施策のチェックシート、計画事業のチェックシート、経常事業のシートということで、個別施策Ⅱ-3、Ⅲ-10、Ⅲ-13、Ⅴ-3、この4つの個別施策のチェックシートの束を準備しております。

資料2の下に、参考資料としまして令和6年度外部評価委員会部会スケジュールです。

本日の配付資料以上ですが、不足等ございませんでしょうか。よろしいですかね。

では、説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ヒアリングに向けての準備等について進めたいと思います。

評価対象となる個別施策、計画事業や経常事業について、区の計画の体系や事業の概要などを事前に学習し、質問事項を含め論点の整理を行います。事前に内部評価シートをお読みになって疑問に思ったことや分からないことなどがあったと思います。皆さんで意見交換し、事務局も含めて一緒に学習しながら、部会としての共通認識を持ちたいと思います。

初めに事務局から、今後の評価の進め方と部会の作業スケジュールについて説明をお願い

いたします。

**【事務局】**

では、ご説明いたします。

資料1、外部評価委員会の評価方針のペーパーの大きな2番、評価の進め方のところでは、

(1) は内部評価等の確認、内部評価シート及び関係資料を基に、評価対象の施策及び事業の内容及び内部評価結果について確認します。

(2) ヒアリング等の実施、①勉強会（論点整理等）が本日の部会の内容になります。評価対象の施策及び事業について、学習及び論点整理を行い、ヒアリングの際の質問を取りまとめます。

②ヒアリングです。評価対象の施策及び事業について、ヒアリングを実施します。①で取りまとめた質問を基に、所管課長等と質疑応答を行います。

③文書質問等、こちらは補足的に行うことですが、この勉強会、ヒアリングを通じてなお残った疑問等については、この文書質問で補完していただくことを想定しております。

続きまして、(3) 個人としての評価ということで、上記2の(1)、(2)を踏まえ、外部評価チェックシートを用いて個人としての評価を行っていただきます。評価の理由や意見については、趣旨を明確に分かりやすく記入します。施策評価及び計画事業評価における評価については、必ず評価の理由をご記入ください。それ以外の項目については、意見がある場合にご記入をお願いしております。

(4) 部会としての評価です。個人としての評価を基に部会ごとに審議し、部会としての評価をまとめます。ここまでが部会活動の内容になります。

(5) 委員会としての評価。例年10月下旬に開催しておりますが、今年もそれぐらいを想定しておりますが、委員会としての評価、部会としての評価を基に、委員会全体で審議し、委員会としての評価をまとめます。その後、評価結果を区長に報告します。

続きましてスケジュールについて、第3部会は、本日勉強会を実施した後、7月22日にヒアリングを開始いたします

ヒアリングが終わりましたら、8月13日に評価の取りまとめの第1回、15日に第2回を予定しています。

では、事務局からの説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、引き続き事務局から、評価の対象となる個別施策の計画の体系、内部評価シートの内容などについて説明をお願いします。

**【事務局】**

では、ご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

第3部会の皆様に評価いただく個別施策の位置づけですとか、各事業の内容等について説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの白い冊子の総合計画と、あとオレンジの冊子、第二次実行計画をご用意いただければと思います。

初めに新宿区総合計画の冊子をお出しいただければと思います。

14 ページ目でございます。左下の緑色の図のところ、ご覧いただければと思います。

一番上に基本構想とございまして、こちらは、区の目指すまちの姿を表す理念です。『『新宿力』で想像する、やすらぎとにぎわいのまち』という理念がありまして、その下に、今度総合計画という囲みがあります。この基本構想の実現に向けて、実際どのように進めていくのか、10年間の施策の方向性を示した計画が、総合計画になります。その下の実行計画が、より具体的に3年間、または4年間の期間にどのような取組を進めていくかを定めている計画になります。

続きまして、隣のページの下、3番の計画の期間というところでございます。

現在の総合計画は10年間ございまして、ここでは実行計画の期間を示しておりますが、今回皆様に評価いただくのは2023年度、令和5年度になります。第二次実行計画の最終年度となります。

20ページ、21ページが5つの基本政策ということで、総合計画を構成する基本政策ⅠからⅤというのを記載しております。今回、皆様に評価いただく個別施策につきましては、基本政策Ⅱ、基本政策Ⅲ、基本政策Ⅴと、3つの政策が対象となっております。

続きまして、78ページをご覧いただければと思います。

個別施策Ⅱ-3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現①犯罪のない安心なまちづくり」という施策になります。

1番のめざすまちの姿というところでございますが、「すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします」という施策となっております。

以降、現状と課題、施策の方向性、各主体の主な役割が示されておまして、5番のところでは成果指標ということで、ここでは4つの指標が記載されております。後ほど、令和5年度の実績も含めて、シートのほうで確認させていただきたいと思っております。

続きまして、次の施策が108ページになります。

Ⅲ-10「活力ある産業が芽吹くまちの実現」でございます。

こちらのめざすまちの姿でございますが、「多様な産業の集積や、人々が集まることで発生するニーズが溢れる都市としての特性を生かし、社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援することで、持続的に発展するまちをめざします。また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりをめざします」というのが、こちらの施策の目指すところでございます。

以降、また現状と課題、施策の方向性、役割とございまして、こちらの成果指標としては、1つございます。「区内中小企業の景況」でございまして、こちら後ほど、令和5年度の

実績について確認していきたいと思います。

続いて114ページをお開きください。

3つ目の施策です。Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」という施策です。

めざすまちの姿でございます。「官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、『賑わい都市・新宿』の実現を目指します。国内外から新宿を訪れる人たちが、安心して快適に新宿のまちを楽しむことができる世界に誇れるまちをめざします」といったところを目指した施策でございます。

こちら、現状と課題、施策方向性、主な役割は、こちらに記載のとおりでございます。こちらの成果指標は1つ、「訪都外国人旅行者が、都内で一番期待するエリア」というところで指標を設定してございます。

続きまして、134ページでございます。

最後の施策になります。個別施策V-3「地方分権の推進」の施策でございます。

1番、めざすまちの姿でございますが、「地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進してまいります」といった施策となっております。

こちら、現状と課題、施策の方向性、主な役割は記載のとおりでございます。成果指標としては、「国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲」というところで指標を設定してございます。

以上4つの個別施策の説明については、こちらで以上でございます。

続きまして、オレンジの冊子をお開きいただければと思います。こちらは第二次実行計画の冊子になりまして、こちらの冊子では、今回の評価対象のうち、計画事業がどのように記載されているかを確認していきたいと思います。

まず70ページの事業でございますけれども、こちら、56番、「観光と一体となった産業振興」という事業になりまして、2つの枝事業から構成されておりますので、順に説明していきたいと思います。

まず56の①「しんじゅく逸品の普及」という事業でございます。

こちらは、事業概要に記載されておりますとおり、しんじゅく逸品マルシェというイベントを開催しまして、そこに出品いただく企業の商品をしんじゅく逸品として登録をして、ロゴマークと併せて発信することで、中小企業等の売上げ拡大、ビジネスチャンスの創出につながるという事業でございます。

その下で左側、令和2年度末の現況ということで、しんじゅく逸品登録品数30品としておりまして、令和5年度末の目標は39品としております。その隣が年度別計画、令和3、4、5年度の3年間で、どのような事業を取り組むかということに記載しております。しんじゅく逸品の登録を1年間に3品というところで計画しているのと、あとは、先ほど申し上げたしんじゅく逸品マルシェの開催年1回、その下は地場産業、こちらアザリーと読みま

すけれども、注に書いてあるとおり、区の地場産業である染色業また印刷・製本関連業の強みを生かした新商品開発を支援する中で生まれたデザインプロジェクトの名前を言いまして、こちらの周知支援を行う事業となっております。また、一番下は、新宿文化観光資源案内サイトによるしんじゅく逸品の情報発信というところで、こちらの4つに取り組むといった事業となっております。

続きまして、56の②「多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進」という事業でございます。

こちらは、観光情報の発信によって、多くの方に区内を回遊してもらうために、マップですとかホームページ、観光情報誌等を通じて情報発信をするという事業でございます。

続きまして、次の事業が、73ページでございます。

60番「新宿ブランドを活用した取組の推進」という事業の①「魅力ある観光情報の発信」という事業でございます。

こちら、様々な媒体を通じて観光情報を発信する事業でございます。年度別計画に記載されているとおり、ホームページ、SNSを活用した情報発信ですとか、また観光情報誌「新宿plus」という雑誌の発行を通じた情報発信、また観光案内協力拠点との連携を通じた情報発信を行っている事業でございます。

こちらで計画事業については以上でございます。続きまして、皆事前にお送りをさせていただきました評価シートについて簡単にご説明させていただきたいと思っております。

個別施策のⅡ-3の事業から説明していきたいと思っております。

こちらで順番に説明していくんですけれども、最初の施策評価シートにつきましては、これからこの後に説明します経常事業の取組状況を基に総括したものになりますので、先に個々の経常事業から見ていきたいと思っております。

この施策については、計画事業がなく経常事業のみとなっております。非常に数が多いので、幾つかピックアップしながら説明させていただければと思います。

まず、3ページの下の379番の事業でございます。客引き行為防止等の防犯活動強化という事業でございます。

こちらの事業は、下の取組内容というところに記載のとおり、委託警備会社による新宿区安全安心パトロール隊が客引き行為等防止のため、新宿駅周辺において口頭指導などを行う活動を実施している事業でございます。歌舞伎町などで、黄色いベストを着て警備員が巡回するなどの活動を通じて防犯活動を強化しているといった事業でございます。

続きまして380番の事業でございます。防犯対策の推進という事業でございます。こちら、実績欄に書いてあります防犯カメラ設置補助事業と、あとは自動通話録音機の貸出しというところを柱にした事業となっております。

続きまして、その下、381番、詐欺・消費者対策の事業でございます。こちら、取組内容のところにある(1)から(3)、消費者講座、消費生活相談、消費者情報の提供といった事業を通じて、詐欺、消費者対策を推進しているものでございます。

続きまして、少し飛びまして 383 番になります。消費者活動の事業助成等でございます。こちらの事業は、消費者団体が行う公益性のある事業に対して、事業費の 3 分の 2 を助成する事業となっております。令和 5 年度の実績が、こちらに書いてあるとおり、6 団体 7 事業に対して助成を行ったと記載されております。

続きまして、少し飛びまして 387 番、街路灯及び橋りょう灯の維持管理でございます。こちらは、街路灯、橋りょう灯の新設、改修ですとか、電球交換等の日常管理を行う事業で、記載のとおりの実績となっております。

388 番、民有灯及び商店街灯の支援でございます。こちらは、町会等が所有する民有灯、また商店街灯の維持経費の助成を行っている事業でございます。

1 ページ目にお戻りいただきまして、これらの事業を踏まえ、こちらの施策評価シートで記載をしております。

一番上のめざすまちの姿は、先ほど読み上げたとおりでございます。

分析・評価というところで、冒頭で役割、効率性、有効性、成果の評価と、今申し上げた各事業の総合評価を記載して、この事業では、取組状況、おおむね順調に進んでいると評価をしております。

2 ページ目、各事業の課題・ニーズ等を踏まえて、その下に取組の方向性を記載しております。

成果指標については 4 つございまして、1 つ目が「区民の日常生活における安心度」ということで、居住地域での犯罪への不安を感じない区民の割合を指標としております。当初の平成 29 年度 40.6%だったのが、36.2%という形で低下しているというような状況でございます。

指標 2、「犯罪件数」でございますけれども、こちら、当初 6,580 件だったところが、令和 5 年度は 5,585 件ということで、一番右に令和 9 年度の目標水準を示していますが、減少しているというような状況でございます。

指標の 3 番、「消費者問題に対する関心度」というところでは、当初 78.3%というところが、実績、令和 5 年度では 85.8%となっております。

最後の指標、「消費生活センターの認知度」というところでございます。当初 60.9%だったのが、ほぼ横ばいの 60.8%というような実績になっています。目標水準が 70%ですので、まだ届いていないという状況でございます。

こちらの施策については以上でございます。

#### 【部会長】

今の説明に対してこの場で質問するというのではなくて、担当課に来てもらって、そこで質問をします。その際にどういうことを質問するかということ、ここでまとめましょうという、今日はそういう趣旨の会議になります。なので、今説明いただいたことで、担当部課に来てもらって質問したいこととか、聞いてみたいということがあれば、今どんどん挙げていただいて、それを事務局がまとめてくれますので、それを次回、ヒアリングのときに答

えていただく。追加の質問があれば、それに更に質問をするということにしたいと思います。  
何かございますでしょうか。

**【委員】**

まさに質問したかったのが、今、地元ではオレオレ詐欺等にだまされたお年寄りの皆さんが、その後がきついんですね。家族からは何でそんな金出したんだとか、何で相談しなかったんだとか、それぐらい分かるだろうとか、高齢者からすると、もう生きているのが嫌になるっていうぐらいががん言われるんだって。今ここの中では、そういう犯罪をなくしましょうは分かるんだけど、詐欺被害を受けちゃった人が、現実問題それで亡くなっている方がいらっしゃるものですから、そういう質問はどこに出したらいいのか、今回のヒアリングの中に入るのかどうなのかも含めて。

**【部会長】**

これは、ここだけ聞いてもらったら答えてもらえますかね。ほかの部課も来てもらうことになりますか。

**【事務局】**

評価対象事業のどれかに紐づけて質問を所管部署には尋ねたいと思うんですけども、経常事業の381がまさに詐欺・消費者対策でありますので、どうでしょう、この経常事業に関して派生する質問として、今おっしゃったのが、詐欺被害を受けた方へのケアということについて、区はどのように考えて、どのように取り組んでいくのかみたいな質問という受け止めで合っていますか。

**【委員】**

現実で言うと、被害を受けた高齢者じゃなくて、その周りの家族にも言わなきゃならない問題じゃないですか。そのときに、どういう進め方をするのか。商店会、町会なんかも困っていますから。だから、何でもいいから相談してくれって言うんだけど、やっぱりだまされちゃうと、金額の多い少ないまで、いろんなところで言うてくるものだから。私からすると、この部局を呼んでくれってということじゃなくて、そういうふうなこともあるので、もし聞けるところだったらどこですかという質問です。

**【部会長】**

どこになりますかね。

**【事務局】**

まさに、この施策を担当している総務部の危機管理課と文化観光産業部の消費生活就労支援課がお答えすべき質問かと思いますが、いかがでしょうか。

**【部会長】**

じゃ、この2つの課に聞くということにしましょうかね。

ほかに何か、これは質問出したいというのがありましたら。

**【委員】**

私も新宿に来て、詐欺じゃないんですけども、消費者対策というのに相談したことがあ

ったんですけれども、結局、私の場合、少額訴訟という形で、自分で解決することができたんですけれども、やっぱり先ほど委員がおっしゃっていたように、フォローアップのほうが大切だと思ったときに、結局今、消費生活相談の中で3,850件あって、この中で、相談があって結局解決というのは、なかなかできないんじゃないかなと。それで、相談して解決しなかったら、結局その後問合せする意味がなくなってしまう可能性があって、弁護士相談とかも、1時間話して終わりとかになってしまうとどうしようもないというか。

だから、行政の役割というのは、どこまで本当に受け持つべきなのかなってというのが、ちょっと分からないポイントですね。

**【部会長】**

そうすると、質問としてはどうなりますか。

取りあえず、相談を受けたけれども、これ、解決したのは何件ぐらいあるのか、そういう話も聞くということですかね。解決できなかったものは、どういう対応をしているのかとか、そういう話も。

**【委員】**

消費生活センターで担当する方たちがいらっしゃるんですけれども、「これに対してはこういう対応をしました」ということで終わっちゃうもんだから、現場は傷ついた被害者たちをどうサポートすればいいんだ、それに対してはどういうふうに考えているのって。

先ほどおっしゃるように、相手はプロですからやっぱり素人が幾らやったってなかなか難しいことは分かるんだけれども、それとは全く違う、被害を受けた高齢者をどうサポートしていくのかという切り口でのやり取りをしていただいたら、有り難い。

**【部会長】**

区の福祉部門で、高齢者のそういう対策課とか、そういうのはあるんですか。

**【事務局】**

所管課とも相談しまして、恐らく高齢者の方々の相談非常に多いと思いますので、そういったときのサポート、フォローというのはどうやっているかというのを、まずこの消費生活就労支援課のほうに投げかけて、ここで高齢者の方のフォローができれば、次のヒアリングのときに消費生活のほうから回答させていただければと思います。よろしく願います。

**【部会長】**

ありがとうございます。

じゃ、ほかの論点で何かご質問等してみたいというのうがありましたら。

どうぞ。

**【委員】**

ちょっと初歩的なところの質問になってしまうんですけれども、多分皆様、それぞれ意見と質問両方あると思うんですけれども、次回以降のヒアリングに関しては、意見も言えるんですか、質問だけになるんですか。そこをちょっとお伺いしたいです。

【部会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

意見を言っていただくのは問題ないですけども、基本的にヒアリングは、今回の整理に基づいて質問して、評価の材料を整えていただく場とさせていただいているので、ご意見はその後の評価のところで書いていただくのが、一番よろしいかなと思います。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

380の防犯対策の推進なんですけれども、自動通話録音機貸出状況が896台、累計が5,619台となっているんですけども、これは、貸したり、返却したりして、交換したりして残っていくものがあって、5,600台すべて使用されているのか、それとも、結局回収して残ったものがあつたのか。稼働率や、管理の仕方ってどうなっているのかが気になりました。

【部会長】

それも質問してみましよう、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私から1点、2ページの成果指標のところの指標1なんですけれども、「居住地域で犯罪の不安を感じない区民の割合」でパーセンテージが出ているんですが、これはどういう把握の仕方をしておられて、その対象者は固定しているのか、毎回変わってくるのか、何%ぐらいの割合で抽出しているのか、そういったところを教えてください。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

では、次のⅢ-10のほうにいきたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】

では、Ⅲ-10の施策の説明にまいります。

Ⅲ-10の施策評価シートをお出しいただければと思います。こちらも、最初に各事業を説明してから、最後、施策評価シートに戻っていきたいと思います。

まず3ページです。56の①「観光と一体となった産業振興（しんじゅく逸品の普及）」という事業でございます。

こちらは、これまでの実績欄に、具体的にどういったことを取り組んだかというのを記載しております。しんじゅく逸品マルシェの実施、しんじゅく逸品紹介冊子の発行、そして金融機関と連携したしんじゅく逸品販路開拓支援、地場産業商品の周知等支援、こういった内容に取り組んだというものでございます。また、指標については、「しんじゅく逸品登録品数」ということで、令和5年度39という目標に対して、ちょうど39というところで目標を

達成しているという状況でございます。これらを踏まえて、評価結果は計画どおりと評価をしてございます。

続きまして4ページ目でございます。事業の分析というところで、事業形態、事業経費は記載のとおりでございます。令和6年度の進捗状況ということで、一番下のところで今年度の方向性・取組方針を記載しております。しんじゅく逸品の販路開拓等支援において、しんじゅく逸品の様々な方法での販売を検討することですとか、また、しんじゅく逸品の新たな選定方法の検討を行うということを記載しております。

続いて、次の事業、5ページ目、56の②「観光と一体となった産業振興（多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進）」という事業です。

こちらの実績欄を見ていただきますと、大きく2つございまして、1つが観光マップの発行・配布、そして2つ目が、新宿文化観光資源案内サイトを通じた情報発信でございます。指標としましては、「新宿文化観光資源案内サイトへの接触度」ということで、サイトの閲覧数を指標としておりまして、令和5年度は目標24万に対して実績7万7,202ということで、達成度は32.1%となっております。この指標を踏まえ、こちらの事業は計画以下と評価しております。

続きまして、次のページをお開きください。一番最後の令和6年度の進捗状況の欄では、課題・ニーズ等というところの最後の段落で、サイトの閲覧数は目標値には届いていないものの、前年度比144%と増加傾向にあり、今後多くの方に知っていただき、使っていただくための取組が必要、としております。これらを踏まえた取組方針というのが一番下に記載されています。

続きまして7ページ目、経常事業に入ってまいります。こちらをピックアップして説明していきたいと思っております。

まず、524番、新宿ものづくりの振興という事業でございます。こちらは、区内の事業所でものづくり産業に携わり、優れた技術、技能を持つ方を新宿ものづくりマイスター、技の名匠に認定するというような事業でございます。

続きまして、8ページの526番お開きください。こちら、中小企業新事業創出支援という事業になります。中小企業者の革新性や技術力を生かした新事業の創出を支援する事業となっております。大きく、取組内容に書いてある3つの取組をしております。新宿ビジネスプランコンテスト、こちらは優秀な事業を表彰して、事業化に向けたフォローアップを行っている事業でございます。そして新製品・新サービス開発支援補助金、こちらは、新製品ですとか新サービスの開発に係る経費の一部を助成する事業でございます。その下、新宿ビジネス交流会は、中小企業者の方が交流する機会を設けているという事業でございます。

続きまして、9ページ目の529番をご覧ください。中小企業向け制度融資という事業でございます。区内中小企業が事業資金の融資を低利で利用できるように、取扱金融機関へ紹介を行う事業でございます。また、利子や信用保証料の助成を行っているという事業でございます。

534 番、ビジネスアシスト新宿という事業でございます。こちらは、中小企業診断士や社会保険労務士等の資格を持つ専門家を派遣し、経営全般、労務等に関する相談や助言を行っているものでございます。また、事業者向けの行政書士無料相談会も実施しています。

535 番、経営力強化支援事業という事業は、区内中小企業者、個人事業主の全業種を対象に支援事業を行っているという事業でございます。

続きまして、13 ページ目 537 番、地域商業活性化推進事業でございます。こちらは、プレミアムつき商品券の発行を行いまして、地域経済の活性化と生活応援を行っている事業でございます。

540 番、地場産業団体の展示会等支援の事業でございます。こちらは、取組内容のところに記載がございます新宿区印刷・製本関連団体協議会と新宿区染色協議会が年ごとに企画実施する事業に対して支援を行うなどしている事業でございます。

545 番、産業会館の管理運営という事業でございます。こちらは、西新宿 6 丁目にございます産業会館の施設の管理運営を行っている事業でございます。

546 番、高田馬場創業支援センターの管理運営です。こちらは高田馬場にある施設として、区内での創業や経営改革を目指す方にオフィススペースの提供や専門家による支援を行っています。

最初のページにお戻りいただきまして、施策評価シートの真ん中の、分析・評価というところでございます。今申し上げた事業の取組を総括しまして、各評価を行っておりまして、一番下のとおり、取組状況、おおむね順調に進んでいると評価をしております。

その次に、それぞれの事業の課題・ニーズ、そしてそれを踏まえた取組の方向性を記載しております。一番下の指標については、「区内中小企業の景況」という指標になってございます。こちら、地域の産業の景気状況について、「良い」と答えた企業割合から「悪い」と答えた企業割合を引いた数値、こちら業況 D I という数値になりますが、こちらを指標としております。29 年度はマイナス 32.0 でございまして、令和 5 年度はマイナス 30.2 というところで、目標水準のゼロにはまだ及んでいないという状況でございます。

こちらの施策の説明については以上でございます。

#### 【部会長】

ありがとうございました。

このⅢ-10 に関して、こういう質問を担当部局にしたいということがありましたら、挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

#### 【委員】

5 ページ目のところにあるサイトの閲覧数、ページビューというのがあったときに、目標値として設定しているのが 18 万から 21 万とか 24 万とかになっていて、それを大幅に下回ったので計画以下と評価されているんですけども、この目標値というのは最初にどういう形で設定しているのかというのをお聞きしたい。あと、観光マップの発行で、28 万部発

行しているというところで、日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語って書いてありますけど、それぞれどういう比率で発行して、結局どれぐらい消費されて残っているのかとか、そういったところで実際に費用が効率的に使われているかどうか分かるんじゃないかなと思ひまして、その点をお聞きしたいと思ひました。

**【部会長】**

ありがとうございました。そのような質問を入れていただきたいと思ひます。

ほかにかがでしょうか。

**【委員】**

質問2点です。1つ目が、535番の経営力強化支援事業です。こちらは多分、事業の中でも一番予算が大きいと思ひますけれども、これを使った事業者の業績が本当に上がっているのかとか、改善しているのかという検証をしているのか、というのが1点目になります。

2点目が、537番の地域商業活性化推進事業ですけれども、こちら、約10億の予算を使って行っているんですけれども、この10億の使い道というか、どういったことに使っているのかというのが気になりました。

以上2点です。

**【部会長】**

ありがとうございました。この2点を加えていただきたいと思ひます。

ほかにかがでしょうか。

**【委員】**

この13ページ目の536番、売上向上実践講座ですけれども、全5回の実践講座というのがあるって、それぞれ22名から34名とか、人数的にはそんなに多くなくて、それで500万を使っているということで、これだと一人あたり5万円ぐらいかかっている計算になっています。あと資料を見ましたが、5回とも大体同じような内容のことをやっているように見受けられたんで、そういう意味から、本当に500万もかかるのかなというのと思ひました。その点、お聞きしたいと思ひます。

**【部会長】**

ありがとうございます。追加よろしくお願ひします。

ほかにかがでしょうか。

どうぞ。

**【委員】**

534番のビジネスアシスト新宿について、毎月第3水曜日に行政書士による無料相談会実施とあるんですが、こちらの実績が2件しかないということで、毎回いらっしやっていたか、予約を取ってのことなのかという、無駄があるのかないのかというのをお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**【部会長】**

ありがとうございます。これも追加で、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

#### 【委員】

526 番のところで、新宿ビジネス交流会というのがあって、やっぱり 14 名しか参加していないというのと、あと新製品・新サービス開発支援補助金も、これも 13 件しかないというところで、これをプロモーションするという側面で、実際に意味があったのかというのがちょっとよく分からない。だから、この人数、件数について、少ないのではないかというところを質問したいです。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

取りあえずよろしいでしょうか。先に進めて、また戻ることもあるとしまして、Ⅲ-10 については一旦ここで終わって、次のⅢ-13 についてよろしくお願いします。

#### 【事務局】

では、個別施策Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」の資料をお出しくささい。こちら、最初に 3 ページ目から各事業の説明をしていきたいと思ひます。

まず 3 ページ目、60 番の①「新宿ブランドを活用した取組の推進（魅力ある観光情報の発信）」という事業でございます。こちらは、実績に記載のとおり、ホームページ、SNS による情報発信ですとか、新宿 plus の発行、そして外国人観光客向けのプロモーションの実施を行った事業でございます。指標としては、「新宿の観光情報への接触度」、そして「新宿の観光情報の発信度」ということで、それぞれ指標を設定してございまして、それぞれ目標を達成してございます。評価結果は、計画どおりと評価してございまして。

続いて、事業形態、事業経費は、記載のとおりでございます。また、令和 6 年度の進捗状況でございますが、今後の取組方針につきましては、一番下に記載されてございまして、旅行者数のコロナ禍からの回復を契機に、ホームページの改修ですとか、SNS との連動の強化、また掲載コンテンツの充実、拡充を図っていくなどと記載されてございまして。

続きまして経常事業、最初に 581 番、新宿フリーWi-Fi の運用でございます。こちら、区内で無料公衆無線LAN環境を整備する事業として、令和 5 年度の実績として、36 基設置して利用いただいております。

584 番、ふるさと納税管理事務でございます。こちらについては、区では令和 5 年 10 月からふるさと納税返礼品を導入いたしまして、現在合計で 509 件の返礼品を採用しているという状況でございます。

こちらの事業を踏まえ、1 ページ目の施策評価をご覧いただければと思ひます。

今ご説明した内容がまとめられたのが、分析・評価というところでして、取組状況として、おおむね順調に進んでいるという評価でございます。

2 ページ目では、課題・ニーズ、そして方向性が記載されてございまして、最後、成果指標

が「訪都外国人旅行者が都内で一番期待するエリア」ということで、こちらは、東京都の国別外国人旅行者行動特性調査の調査項目の「一番期待していた場所」において1位になったエリア、と設定しております、平成29年度は第3位でした。令和5年度は間もなく公表というような状況ですので、こちらは、ヒアリングのときには結果が出ていると考えております。

こちらの説明については以上でございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、このⅢ-13 に関しまして、こういうことを質問しておきたいというところがございますら、どなたでもお願いします。いかがでしょうか。

**【委員】**

579番の新宿観光案内所の運営について、来所数が17万3,020名となっていて、多分非常に来場しているところだと思うんですけども、例えば、対応している人数は十分なのか、キャパシティを超えた形で対応されているのか、そういったところがちょっと気になりました。観光案内所で働く方々がすごく忙殺されている状況になっているのかどうか、分からないなと思ひまして。

**【部会長】**

ありがとうございます。それについて質問をしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**

事業名584のふるさと納税管理事務につきまして、令和5年度約4億円の寄附をいただいたという実績が書いてあるんですけども、目標金額は設定してあったんでしょうかというのを質問します。

**【部会長】**

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、新宿フリーWi-Fiの運用に関して、JapanWi-Fiというのが別であって、それとエリアなど被っていないのかどうか、その辺はちょっと聞いてみたい。被っていれば、そこは新宿としては事業の手を引いても良いとも言えるので、そのところを教えてください。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

**【委員】**

すみません、成果指標が「期待するエリア」ということなんですけれども、期待するじゃなくて、例えば、「実際に行ってよかった」みたいなことを指標にはしないのかを伺いたいです。

**【部会長】**

なるほど、ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後、V-3ですね。

**【事務局】**

では、最後、個別施策V-3「地方分権の推進」の事業でございます。

施策を構成する経常事業2つから説明していきたいと思えます。

まず687番、特別区のあり方の見直しと自治権の拡充という事業でございます。こちら、制度改革や地方分権改革の取組の中で、住民に最も身近な基礎自治体として、特別区が自己決定、自己責任に基づく自立した行財政運営が行えるように、特別区長会や全国市長会等を通じ、国や都に対して働きかけていくというような事業でございます。取組内容・実績について、大きく都区制度改革、地方分権改革がございます。

まず都区制度改革でございますが、ちょっと簡単に、これまでの経緯を少し説明させていただきますが、長い間、特別区というのが都の内部的な団体というような形で位置づけられておりましたが、平成12年度の地方自治法改正によりまして、基礎的な地方自治体と明確に位置づけられて、清掃事業ですとかその他の事務が特別区に移管されたという経緯がございます。一方で、都区間の事務配分ですとか財源配分というのは依然として課題となっております。引き続き東京都に様々な要望活動を通じて働きかけているというような状況でございます。

今申し上げたのは、都への要望についてでございます。また、児童相談所の開設につきましては、これまで東京都が設置、運営をまいりましたが、法改正により、特別区においても児相の設置が可能となっております。特別区でも徐々に設置している自治体が増えていくという状況でございますが、児相の移管に関わる財政措置や開設時の立ち上げ支援等への要望を行っているという状況でございます。

次に地方分権改革でございます。こちらは、国に対して地方自治体でできることを増やしてほしいですとか、事務を進める上で支障となっていることを解消するための提案ですとか、国へ財政措置を求めるといった要望を、毎年行っているものでございます。

続きまして最後の事業、667番、自治基本条例の推進でございます。こちらの条例は、平成23年に施行しました新宿区の自治の基本ルールを定めた条例となっております。この条例を区民の方々に周知するところが、主な事業内容となっております。新宿区の職員への研修ですとか、小学生、中学生へのパンフレットの配付、また各イベントでの周知啓発というを行っているというものでございます。

施策評価シートにまいりまして、これらの事業の評価、おおむね順調に進んでいると評価をしております。今後の方向性としては、課題・ニーズ、またそれを踏まえた方向性として、引き続き国に対しても都に対しても働きかけていくというようなところを記載しております。成果指標は数値目標ではないんですけれども、「国、都からの区への更なる権限移譲と

財源移譲」ということで、指標を設定して取り組んでいる施策となります。

説明は以上でございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。

何か質問したい内容等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

**【委員】**

小・中学生にパンフレットを配付したということなんですけれども、資料として配られたパンフレットとは別に、小・中学生の向けのものであったのかどうかお伺いしたい。もう一点が、配付だったり新任職員の研修の実施の前後で、地方分権に対する知識の変化があるかだったり、そういったものを確認しているのかどうかをお伺いしたいと思います。

**【部会長】**

ありがとうございます。確かにこれ、小学生には難しい内容ですよ。別のパンフレットがあるかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、これ、そもそも総合計画の成果指標って変ですよ。「地方分権の一層の推進」って、どうやって測れというんでしょう。全然指標になっていないですよ。こんな指標が結構あちこちにあるんですけれども、今回の中では、これが非常に際立っていて、変だなと思っています。

何かございますでしょうか、質問。

**【委員】**

これ、結局、国と都と区というのがあったときに、予算的には大体それぞれ何割ずつぐらいなんでしょうか。都が8兆円とか7兆円とかってすごく大きくて、区が1,500億とかだったような気がするんですが、そうするとやっぱり、区に対しての予算と役割というのが、すごく小さいという状況なのか、それとも区の役割は、本当は都とか国とかと比べてもかなり大きくて、それでも財源があんまりないという状態なのか。なのでこういう、財源と役割を推進して区に持ってくることを取り組んでいるのかという、根本的なところがよく分からないなと思いました。

これは、担当部局に質問というより、ちょっとこれの意味するところが分かりにくいなというところがありましたので、ご質問したいなと思いました。

**【部会長】**

ありがとうございます。担当課にぜひ聞いてみたいですが、個人的に申し上げると、もともと特別区は、区長が公選じゃなかったんですよ。戦後、区長は都の職員がやってくるという制度だったのが、憲法問題にもなって、結局は公選になり、それでもまだ、今も徴税は都がやっているんですかね、区がやっているんですかね。

**【事務局】**

税の種類によって異なります。

#### 【部会長】

なるほど。都区財政調整制度も非常にややこしい仕組みになっていて、ただ、ものすごい税収が多い区であっても、一旦都に吸い上げて分配するという仕組みになっているので、全部その区に使えるわけではない。ある意味、お金の面では非常に、都がイニシアチブを持っている制度になっていますので、これを変えろということを、一部の区は非常に強くおっしゃっている。

他方で、そんなことされたら困るという区もあって、そのバランスの中でやってきた中で、2000年に、先ほどおっしゃったように一部の業務について区に移管した。徐々にいろんな業務が移管されてはいるんですけども、お金もついてこなきゃ困るよねみたいなのが結構あって、それで今、児童相談所については非常に大きな話題になっていますが、これを持ってくると、まず人を探さなきゃならない、それに対応できる人を雇わなきゃならない、それで二の足を踏んでいる区も幾つもある。

そういった中でいうと、先ほどの委員の質問に答えて言うとする、まだまだ小さいんですよ、もっと大きくしろという声がある。多分この分権の推進という中に入っていると思うんですけども、大きくしたところで体力があるのかどうかという問題がある。例えば児童相談所を移管されても、それだけの専門職員が全くいないので、また雇わなきゃならない。人材の取り合いになっているような状況の中で、それができるのかどうかとか、いろんな問題がある。建前上は、どこの自治体も分権の一層の推進って必ず書くんですよ。でも、本当に移管されたら困るよねというところも結構あったりして、特に静岡県とか広島県ではほとんど市町村に移管していったら、最近市町村からの要望は、引き上げてくれという要望も出てきたりして、どこまでやるのかという話があります。

移管されても困るという感じも持ちつつ、でも、錦の御旗として揚げないわけにいかないという、そういうのはどこの自治体もジレンマとしてやっぱり感じておられるのかなと思いますね。

話はちょっと変わるんですけども、今回、地方自治法の改正がありまして、指示権という言葉が出てきたんですね。何かというと、コロナとか、あるいは災害のときに、今の災害対策法とか災害救助法で十分にカバーできていないものがあつた場合に、国が指示する。自治体、県知事とか市町村長に指示して、これやれ、あれやれということができるという規定を盛り込んだんですね。それに対して一部からものすごく反発があつた一方、知事会とか市長会、それほど強く反対してはいたわけじゃないんですよ。やっぱり、今の法律に書かれていない想定外のことがあつたときに、国がぱっぱと指示したほうが早く人が救助できるとか、生命が守れるとかいうことも出てくるんじゃないかという、そういう前提で、もともとは岸田総理から、地方制度調査会というところに諮問が2年前にありまして、去年の12月に答申が出て、その中で非常時には云々というのがあつたので、それで総務省のほうで今回法律改正を提案されて改正されたんですけども、その中で、やっぱり地方分権、地方分

権と言っているときに、こんなけしからん規定がというふうに皆さん結構おっしゃるんです。

でも本当に、想定外のことが起きたらどうなるのと、私なんかはそっちの立場で。そのときに法律変えればいいって、その人たちはおっしゃるんですけども、国会開けるかどうかも分からないし、国会開いても、1つの法案が通るまでものすごく時間がかかったり、優先順位が劣後したら全然決まらなかったりするんで、指示権はあってもいいと私は思っています。それはそれぞれの先生方の考え方の違いですが。

話を元に戻しますと、やっぱり権限移譲というのは、必ず言葉としては書かれますけれども、どこまでかというのは非常に難しいところかなと思います。でも、担当課に聞いてみたいですね。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

#### 【委員】

話が戻るんですけども、新宿フリーW i - F i の運用ということで、「旅行者が何度でも訪れたいなるまちづくりを進めます」というふうに書かれてはいるんですけども、これをどんなカウントの取り方をするつもりなのかを、ヒアリングのときにはお聞きしたいと思います。

それからもう一つが、売上向上実践講座、5回やって500万円は、やっぱり何やっていたのと言わざるを得ないですね。

併せて、産業振興課が来るならば、それぞれ区内でいろいろやっている部分を、ちゃんと産業振興課がヒアリングしているのか。早稲田では、佐賀県と早稲田の商店会が連携を取って、佐賀のJ Aからお店にお米を入れているんですよね。それで佐賀と合わせた、いわゆるオリジナルメニューを作るといようなのもやっていたんですけども、大変評判よかったです。そういうのを把握しているのか。総合計画のほうには大学との連携について書かれていますから、合わせてそこもお聞きしたいと思います。

それから、地域での産業というか商業ということになると、ほかにないものを置いているからお買物に来ていただけるんであって、どこでも売っているものを置いていたんでは、やっぱり近くにしか行かないなというふうに思っています。しんじゅく逸品も、新宿区内でやっぱり新宿駅周辺、それから高田馬場、それから神楽坂、ここで尽きちゃうんですよね。ですから、それ以外のところでご商売されている人たちも、そこで商売できる場さえつくってくれば、日本中から人は来るんですよね。地方創生との連携でいえば、東京で売場を探しているところだったら、もっとやり方あるんじゃないのかなという気がしたんで。

#### 【部会長】

ありがとうございます。じゃ、それも質問項目に加えていただきたいと思います。

#### 【事務局】

今の質問を確認させていただきたいんですけども、フリーW i - F i と、それから売上

向上実践講座と、3点目のところが、個別施策Ⅲ-10「活力ある産業が芽吹くまちの実現」全体に対するお尋ねという整理でよろしいですかね。

お話をいただいた中で、質問としては結局、どこを質問として取り出しましょうか。

**【委員】**

しんじゅく逸品について、この中にも入っているけれども、新しい商材を見つける、新しいやり方云々というコメントがあったけれども、その具体例があるのかどうか。しんじゅく逸品で商品を見つけようとしているじゃないですか。そのときに、今、国は地方創生でやろうとしているのに、それとの連携が考えられていますかっていうことが、質問になる。

国の取組としんじゅく逸品の取組が、今現状は連動していないから、させる方向はあるんですかと。

具体的に話をすると、地方創生で、山形県の最上郡、そこで落花生の生産を始めました。それによって、雇用の場ができて、女性が活躍できる地域づくりをするということで始めているんだけど、できた落花生をどこで売るんですかとなくて、それは東京の商店街で売りますということになった。地方創生は一極集中を変えようということなんだけれども、でも、地方で生産したものを、やっぱり巨大消費地が受け入れない限り、向こうで雇用の場はつくれないわけだから。

そういうのを、産業振興課はちゃんとご覧になられていますかということですか。

**【事務局】**

しんじゅく逸品とか新宿固有のもので新宿を売っていく以外でも、こういう外部の魅力を発信していくところにも、新宿の独自性を打ち出していくチャンスがあるから、そういうところも捉えて、一体的に新宿のプロモーションというのを図っていくべきだと思うけれども、そのあたりの考えはいかがかみたいなの、そんなところでよろしいですか。

**【委員】**

それで結構です。

**【委員】**

マッチング先をどうするかというお話になっていますよね。地方と地方があって、東京と地方があったときに、結局販売市場、新宿だけにこだわってフォーカスしていたら、結局新宿の魅力というのは本当は外に出さないといけないからというところで、連携を取ったほうがいいというお話かと思います。

**【委員】**

ついでに言わせてもらおうと、新宿区とか商店街の街路灯、うちのほうの街路灯は、早稲田大学のオリンピアの手形を貼ってあるわけです。オリンピックですから増えるんですよ、どんどん。ファンの人たちはそれを見に来る。だから、いろんなやり方があるんで、そういうのを、大事なのは産業振興課が把握して、ちゃんと情報収集されていますか、今後どうしますかというような質問をしていただいたら、いいんじゃないかなというふうに思います。

**【部会長】**

ほかにかがででしょうか。

今もうフリーになって、どの項目でも、何番の項目でも大丈夫です。質問があれば加えていただきますので。

どうぞ。

**【委員】**

537 番のプレミアム付商品券の発行なんですけれども、だんだんこのプレミアム率が下がっていると思うんですけれども、理由を教えてくださいませんか。よろしくお願ひします。

**【部会長】**

それも加えていただきます。

ほかにございますでしょうか。

一旦、今日のところはここまでとさせていただきます。追加がもしございましたら、事務局までメールで送っていただけたらと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了となります。

次回の内容等について、事務局から説明のほうをお願いします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは、次回は7月22日の月曜日の午後1時半からやりますので、ご予約お願いいたします。

本日整理していただいた質問事項については、この後事務局でリスト化して、委員の皆様、また質問が出た事業の所管課に共有をさせていただきます。質問事項については、事前に回答を用意した上で臨ませていただきます。質疑、応答していただいて、さらに問いがあればしていただくということを、ヒアリングでやっていただければと考えております。

評価対象の内部評価シートの内容に一部更新が発生する見込みがありますので、反映したものは、ヒアリング当日に差替えを配付させていただく予定でおります。

事務連絡以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

進め方で何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

<閉会>